

平成28年9月27日開催

新庄市農業委員会第28回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年9月）議事録

1. 開催日時 平成28年9月27日（火）10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 1 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 6 | 報告第 6 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 6 3 号 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 8 | 報告第 6 4 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について |

6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	主 事	渡部 瑞姫

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 2 8 年度新庄市農業委員会第 2 8 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 2 1 名でございます。選挙による委員の出席は 1 6 名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 2 8 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第 1 9 条第 2 項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に18番の清水哲夫委員と20番の三原常男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第125号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第125号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から新庄地区2番までの2件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第125号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について9月20日に調査いたしました。事由は詳細の通り、事務局の説明の通りで問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区2番について9月20日に調査いたしました。これも事由は詳細の通り、事務局の説明の通りで問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第125号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第125号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第126号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第126号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第126号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、9月21日に調査いたしました。ここは元々田んぼですけども、育苗ハウス及び通路の部分をコンクリート打ちにしているもので、数年前から転用申請を出すようお願いしていた所であります。追認の申請ということで、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第126号農地法第4条の規

定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第126号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第127号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第127号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件の2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まず新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第127号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、ご報告いたします。9月20日に現場確認し調査したところ、住宅続きの境界も管理しており、問題ございませんでした。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○9番

9月21日に萩野地区1番について調査した結果をご報告いたします。△△さんが△△さんより中古住宅を購入したところ、一部農地がありましたので、今回転用の事由として庭園並びに雪捨て場として申請したものです。よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第127号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第127号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第128号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第128号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第128号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について、調査報告を申し上げます。事由は詳細の通りです。農地法3条の議案にもありましたけども、問題ございませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第128号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第128号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第62号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第62号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの9件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、9件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第62号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第62号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第63号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第63号農業振興地域整備計画の変更について、八向地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第63号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第63号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第64号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第64号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件、八向地区1件の2件ございます。議案書に基づき、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第64号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、ご異議ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、報告第64号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項については可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年9月27日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 清水 哲夫

議事録署名委員 三原 常男